

## 北海道科学大学夢プロジェクト取扱内規

### (目的)

**第1条** この取扱内規は、北海道科学大学（以下「本学」という。）における夢プロジェクトについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** 夢プロジェクトとは、本学学生が自主的に自由な発想によってプロジェクトを企画・立案し、その実現のために創意工夫することや、問題解決のために討論することによって、創造力の醸成やコミュニケーション能力の向上を目指す活動をいう。

### (応募資格)

**第3条** 応募資格は、本学学生又は学生団体（以下「学生等」という。）とする。

### (活動責任者)

**第4条** 学生等は、応募する際に活動責任者（以下「責任者」という。）を選任するものとする。

### (募集期間)

**第5条** 募集期間は、年度当初に公示する。ただし、応募状況によっては、追加募集することがある。

### (応募方法)

**第6条** 応募しようとする学生等は、「夢プロジェクト参加申請書」に、次の書類を添えて学生課に提出するものとする。

- (1) 企画書
- (2) 参加者名簿
- (3) 予算書
- (4) その他参考となる資料

### (選考方法)

**第7条** 夢プロジェクト参加申請書に基づき、書類による1次選考を行う。

2 第1次選考通過者を対象に、企画書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング等の2次選考を行う。

### (選考基準)

**第8条** 選考基準は、次に掲げる項目を総合的に判断するものとする。

- (1) 企画内容（斬新さやユニークさ）
- (2) 本学及び社会への貢献度
- (3) 実現の可能性

(採否・助成金額の決定)

**第9条** 採否及び助成金額は、学生支援センター会議を経て学長が決定する。

(採否の公示)

**第10条** 学生支援センター長は、採否の結果を学内に公示し、責任者に通知するものとする。

(活動期間)

**第11条** 活動期間は、年度内を原則とする。

(活動場所)

**第12条** 活動場所は、特に定めない。ただし、学外において活動をしようとするときは、本学課外活動規程を準用する。

(活動状況の報告)

**第13条** 責任者は活動内容に応じて、学生支援センター長に中間報告書を提出する。

(活動の中止)

**第14条** 学生支援センター長は活動状況から成果が得られないと判断した場合、責任者に活動の中止を命ずることができる。

(活動結果の報告)

**第15条** 責任者は活動が終了した場合、活動の成果を書面により学生支援センター長に報告するものとする。

(助成金)

**第16条** 第2条の活動を支援するため、活動経費の一部又は全額を助成する。

**第17条** 助成金額は、原則として、1件100万円を上限とする。ただし、企画内容によっては、上限を越えて助成することができる。

(助成金の使用手続き)

**第18条** 責任者は、助成金を使用する場合、経費支出願を学生課に提出するものとする。

(使途の制限)

**第19条** 助成金の使途は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 目的以外に使用することはできない。
- (2) 年度を越えて使用することはできない。

**第20条** 次に掲げる経費については、目的遂行上必要なものであっても使用することはできない。

- (1) 建物、構築物の建設、改修及び機器備品の購入費等大学の資産に係る経費

- (2) 活動補助員等の人件費及び類似する経費
- (3) 活動中に発生した事故、災害等処理のための経費

(助成金の執行停止)

**第21条** 次の一に該当する場合は、助成金の執行を停止する。

- (1) 活動を終了し、残金が発生した場合
- (2) 何らかの事由で活動を中止した場合
- (3) その他、助成金が不要となった場合

(助成金使用結果報告)

**第22条** 学生課は、活動終了後速やかに助成金の精算書を作成し、学生支援センター長に報告するものとする。

(成果物等の帰属)

**第23条** 原則として活動終了後の成果物等は、本学に帰属するものとする。

(所管部署)

**第24条** 所管部署は学生支援センターとし、庶務は学生課がおこなう。

(規程の改廃)

**第25条** この取扱内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

## 附 則

- 1 この内規は、平成15年5月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。